

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和2年 3月12日（木曜日）

開 会 午後 1時45分

閉 会 午後 3時34分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 15人

座 長	佐 藤 則 寿
副 座 長	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	島 隆 之
//	東 篤
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	橋 本 雅 雄
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

参事（庶務課長）

庶務課副主幹（庶務係長）

庶務課主査

中村 敏之

船木 寛人

神戸 聖恵

6 協議結果について

1 議長からの依頼事項について（広報誌の取扱い）

意見の一致を見ることはなく、運用指針の改正には至らなかった。

2 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について（広報誌の取扱い）

広報誌の取扱いについての協議は、意見の一致をみることはなく、その他については、継続して協議することとした。

3 運用指針の改正について

資料（協議事項3）のとおり改正することとした。

7 会議の概要

座長 ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。
大島委員から欠席の連絡がございませんが、このまま開会したいと思います。

〔大島委員入室〕

座長 既に始めさせていただきました。

大島委員 すみませんでした。申しわけないです。

座長 まず、本検討会の傍聴について、本日4名の方から傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。
本日は、報道機関より、テレビカメラ等の撮影の申出がありますので、許可いたします。
また、本日の議事録の署名委員に、江西委員、大島委員を指名いたします。
本年度における第3回目の政務活動費のあり方検討会の開催となりました。本来であれば昨年中の開催をと考えておりましたが、12月議会に向けて新たな会派が結成されるなど、不測の事態もあり、機会を逃してまいりました。この間、座長への開催要求がなかったこ

とからも、皆様も同様であったと考えております。

そこでまず、本検討会の委員構成についてお諮りいたします。

本委員会については、全ての会派一致の原則の下、原則、全会派から委員を出していただいているわけではありますが、前回から自民クラブが加わりました。その後、不羈と卯月の会派が結成されましたが、私から、五本議員と高見議員に確認したところ、いずれも、本検討会の審議や決定に際しては一任することでありましたので、御報告をいたします。このことについては御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

私は再三申し上げてまいりましたけれども、誰からも疑われる余地がないと言われる政務活動費の在り方を追求し続けることが私たちの責務であると考えております。

しかしながら、今も、過去の事例とはいえ、本市議会の政務活動費に関する市民からの厳しい視線が増していることを自覚しなければなりません。

改めて申し上げるまでもありませんが、政務活動費の用途については、一定程度は会派、

議員の裁量に委ねられているとはいえ、旧の運用指針では曖昧な点が多く、多額の不正や不適切な支出があったことが発覚し、富山市議会全体の信頼が失墜したことから、全ての会派や議員が共に尽力し、厳しいルールをつくり上げ、お互いに決めたルールに従うとして新運用指針を策定し、今もブラッシュアップを続けているものであります。

私は、今期の座長として、仮に、判例などで法令上は政務活動費として認められ得るような支出であったとしても、市民の目線で疑念を抱かれる可能性がある支出であれば、厳にこれを慎み、そして、排していくとの覚悟で厳しいルールを定めるべきだと決意していることを改めて申し上げさせていただきます。そこで、今年度の協議事項についてですが、各会派から、運用指針上の課題と対応案を挙げてもらい、類似した課題ごとに分類して、なおかつ、バツが比較的少ないもの、つまり、全会派一致の可能性のあるものを優先的に協議するというところで、前回は事務手続について協議いたしました。

今回も同様に進めていきたいと思いますが、今年度中に全ての課題を協議することはできません。不一致の多いものを含めて、残りの事項の取扱いについては、来年度の正・副座

長及び委員の皆様にご委託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、協議事項に入りたいと思います。本日の協議事項はお手元に配付のとおりで、1番、2番については、いずれも広報誌の取扱いについての協議となります。その後、4月からの運用指針の改正箇所について協議を行うという流れで考えております。まず、議長から検討依頼のあった事項についてです。議長が行う中間審査で把握した事実に基づき、広報誌の取扱いについて、具体的には日本共産党が発行した広報誌のことですが、本検討会で議論し、今後に向けて、指針の改定なども含めて、検討してほしいと依頼がありました。このことについては、事務局から説明をさせます。

庶務課長 議長のほうから、広報誌関係に関して2点、議論・検討してほしいという依頼があったものでございます。1点目については、広報誌5万8,000部のうち3,000部を「しんぶん赤旗」に折

り込んでいるということで、広報誌の一部を政党機関紙に折り込むことは政党活動に当たらないかという点です。

関係する運用指針の箇所については、27ページの(4)アの「市政報告会等は、市民に広く周知するものでなければならず、特定の団体又はその構成員のみに対する広報・広聴については対象外である」と記載されているところでございます。

次に、2点目ですが、広報誌の記事の見出しに「おかしいですよ、自民の態度」と記載がされているということでございます。広報誌において他の会派の批判を行うことは、政党の支持または不支持に関する事項として政党活動に当たるのではないかという点でございます。

こちらのほうに関係する運用指針の箇所については、こちらも27ページの(2)「広報・広聴において扱うことができない事項」のほうに含まれるのではないかとということでございます。

以上でございます。

座長

これらについて、議長からの依頼事項が2点ありますので、順番に協議していきたいと思っております。

それでは、最初に1番の事項について、まず赤星委員の意見をお聞かせください。

赤星委員

1番につきましては、日本共産党会派として発行した広報誌は、部数は5万8,000部でございます。これをなるべく市民に広く周知するために、主にポスティング、本当は全戸に配付したいのですが、今持っているネットワークを使いまして、ポスティングで合計5万5,000部、その他3,000部を「しんぶん赤旗」に折込みをしたということです。

「しんぶん赤旗」というのは、日本共産党が発行している政党機関紙ではありますがけれども、党員だけではなく、広くいろいろな方にお読みいただきたいということで、実際にお読みいただいております。

党員数や、発行部数については、総務省のホームページを御覧になれば分かると思いますけれども、党員数をはるかに上回る発行部数があるのが「しんぶん赤旗」でございます。

世界12カ国に特派員を持ちまして、独自の取材を行っているジャーナリズム、メディアとしても広く認知されているところでございます。

ですので、運用指針のA「市政報告会等は、

含まれていないという主張は認められないのではないかと考えます。

座長 ほかに御意見はありませんか。

東委員 「しんぶん赤旗」という日本共産党の機関紙については、広く党員以外にも読まれている新聞だというふうに私は認識しておりまして、その赤旗に折り込んだことをもって「特定の団体又はその構成員のみに対する広報・広聴」に当たるというふうには、やはり、いろいろな人が読んでいて断定できないと思いますので、政党活動には当たらないと考えます。

座長 ほかにありませんか。

松井委員 先ほどの赤星委員も、今の東委員も、何かまるで一般大衆紙だというニュアンスのことを言われていましたけれども、そうであれば「しんぶん赤旗」に折り込むのではなく、北日本新聞、富山新聞、読売新聞、そういったものに折り込むほうが整合性は正しいと思います。あくまでもやっぱり、「しんぶん赤旗」というのは、世間一般では日本共産党の新聞という認識をされています。そこが違うということを行っているのです。

広く知っていただきたいという議論で言われるのであれば、ほかの、北日本新聞、富山新聞、読売新聞、いろいろな新聞があるので、そちらのほうに折り込まれるというのであれば先ほど言われた主張は理解できますが、全くもって違うと思います。

座長 ほかの会派の方の御意見も頂きたいと思えます。

大島委員 私も、党员ではございませんが、日曜版を取らせていただいておりますが、松井委員が言われたように、赤旗に折り込むよりも、一般紙に折り込む、もしくは全部手配りというほうが正しいので、この3,000部が政党活動ではないということは全く当たらないと思えます。非常に残念です。

座長 確認しますが、これは、折り込む行為で、この印刷代について疑義があるというのが議長の判断ですよ。

(「印刷代」と発言する者あり)

座長 ですよ。折込み手数料はどうしているの

すか。

赤星委員　これは、話し合いによって手数料はかかりません。

（発言する者あり）

座長　手数料はかかっていない。

赤星委員　はい。ですから……

座長　かつては、手数料を返還したということがあったように私は聞いたのですが、それはどうでしょうか。

赤星委員　それは、こういった広報誌ではなくて別のものだったのですけれども、直接政党の事務所への支払いで領収書が出ていて、疑念だとか疑義だとかという御意見があったので、それだったら、これからはやめようかと。その後、私たちは政務活動費をなるべく節約したいということで、話し合いました。

座長　もう一度伺いますが、かつては手数料を払っていて、その幾らかの手数は返金をしたという経緯があって、今は——今年度になるの

ですかね、これは——今年度は、話し合いによって無償提供をしていただいたということですか。

赤星委員　この5万8,000部の折込み手数料を払っていたわけではなくて。

座長　3,000部ですね。

赤星委員　この3,000部の折込み手数料を払っていたわけではなく、5万8,000部印刷したものの折込み手数料ではなくて……

座長　3,000部ですね。3,000部の手数料は発生していないということですね。

赤星委員　今は発生しておりません。

久保委員　議長から諮問されたのは、印刷費の全額充当が正しいかどうかという議論ですが、ただ、今分かった話では、政党機関紙への折込み費用すら政党が負担しているということになっていますので、政党活動が含まれていないなんていう主張自体が全く理解できません。これが寄附行為に当たるのであれば、どういうお金のやり取りがあったりだとか、あるいは

お金のやり取りは生じないからいいという問題ではなくて、もう完全なる新しい事実ですので、この点に関しては座長のほうから、議長に再度調査を依頼するように言っていただいて、本質の議論のほうに……

座長 一旦話を戻したいと思いますが、印刷代としてこれが支払われているということ、ただ、今、座長として少し疑念を持った点もありますので、併せて、それも含めて、他会派の方の意見を伺いたいと思います。

島委員 以前も、この広報誌については大変厳しい対応をしないといろいろなところで疑義が持たれるという話が出ていたかと思います。何人かの委員の方もおっしゃいましたが、「しんぶん赤旗」という政党機関紙が一般紙であるという認識は、一般の方が持つことはほぼないのではないかと。残念ながら、そう思います。なので、これはやっぱりよろしくないのではないかなというふうに思っております。

座長 よろしくないという言い方ではなくて……

島委員 よくない。駄目です。

座長 はい。認めるべきではないということによろしいですね。

島委員 はい。

金井委員 私も大島委員と一緒に、日曜版を読んで参考にさせていただいています。
これに挟むということについては、アウトだと思います。

座長 もう一度言います。挟むという行為によって印刷代が支払われております。

金井委員 この分については適切でないと思います。

橋本委員 私は何を議論するのかよく分からないのですが、けれども、この下のところ、理由ですね、ここで明確に禁止されていると私は考えております。議論の前に、完全に禁止になっていると。以前にもありましたけれども、これをいのように解釈するというのはいかなものかと。しっかりと厳しく解釈をしていかなければならないところをいのように解釈していくというやり方がよく分かりません。よって、駄目です。

村上委員 政党の機関紙に折り込むということで、政党機関紙はその政党の主義・主張を広報して支持者を増やそうというものであります。そこに折り込むということは、その趣旨と一体となったものでありますので、当然許されるものではないと。政党活動と一体となるようなものを印刷することは許されないというふうに思います。

座長 公明党としましても、これは誰が見てもまさに政党活動に見えるだろうというふうに思っておりましたが、別だという主張の会派もございます。ただ、あくまでも、先ほど座長として申し上げさせていただきましたけれども、最終的には、市民の目で見ると疑わしいものはやらないという思いで運用指針をつくっておりますので、そういった観点からもこれは認めるべきではない。市民も必ずこれは疑義を申し立てるだろうということで、市民目線で政務活動費でのこの印刷代は、市民が絶対許さないというのが公明党の意見でございます。ほかに意見はありませんか。

押田委員 この5万8,000部の印刷代に少し関連というか、サイドメニュー的になるのですが、

赤星委員に二、三点ただしたいところがありますけれども、いいですか。

座長 関連ということであれば。

押田委員 関連ということです。
赤星委員は説明の中で、ポスティングで残りの5万5,000部を配布したということを言われました。これは大体どれぐらいで配られたのですか。

赤星委員 期間ですか。

押田委員 何日ぐらいで配られたのですか。

赤星委員 まく人によってまちまちですけれども、大体半月から、遅い人はもう少しかかっています。

押田委員 もう一度確認します。半月ですね、今の言葉。

赤星委員 はい。

押田委員 私、計算をしたのですけれども、5万5,000部は決して少なくない数字だと思うのです。例えば私もいろいろ配布しますけれども、3分で1軒、田舎ですと結構離れていたりす

るので、総じて3分というふうに考えても、3分で1軒配っても16万5,000分。時間に合わせたら2,750時間、日にして考えると114.58日。10人で24時間配っても11.4日。1日8時間だと34.374日かかるわけなのですよ。10人が1日8時間ずっと配り続けて30日以上かかるわけなのですよ。今、半月と言われましたけれども、何人で配られたのかは分かりませんが、ある程度組織力がないと配布できない量として私は認識をしております。

座長 押田委員、大変恐縮ですが、少し本質からそれそうな感じがしますので。

押田委員 いや、つながります。

座長 印刷代としてどうかということですね。

押田委員 そうです。ですから、それだけの、いわゆる組織力がないと配り切れない量を印刷していらっしゃる。つまり、その印刷は、もしかしたら政党活動や選挙活動等に関わってくるのではなかろうかという疑念を持たれてもしようがない量だと思います。先ほど佐藤座長も言われましたけれども、市民に疑念を抱かれ

ることがあってはならないということでは、これは十分疑念になると思うのです。

先ほど、折込み手数料が話し合いになって、なしになったということも新しい事実として疑念が出ましたよね。今回、この数量も、改めて座長のほうから議長のほうに、この数量は果たして配れる量なのかということも、ひとつ御報告をお願いしたい。

座長 分かりました。要は、押田委員がおっしゃりたいのは、そもそもこの枚数が事実なのかと。枚数についても疑念があるのではないかという御意見ですね。要するに、その確認が取れないということをおっしゃっている。

押田委員 枚数は枚数で、それはもう真実だとしても、それを配り切るための労力及び労働力は一体どこから用意しているのか。組織力がないと必ずや配れない。私の計算ですと、10人で1日8時間配り続けて、34日間かかるわけですよ。5万5,000部をまくときには。これはどういう組織力をもってやっているのか分かりませんが、そこに、先ほど言われた、市民に疑念を抱かれることがないようにという言葉のとおり、私は今、一市民として疑念を持っております。

久保委員

少し補足させていただきますと、広報誌の印刷は、私たち自民党は認めていませんが、社民党の広報誌のときには、シルバー人材センターを使って、配布箇所と金額が明記をされて、あとは郵送と、組合に配ったというように、部数とどこにどういうふうに配ったのかということが分かるような仕組みになっています。

ただ、この5万5,000部に関しては、この中で、実際この時期に手に取って読まれた方はいらっしゃいますか——いらっしゃいます。1名だけ。

市内、結構大きな範囲で配っておられるにも関わらず、あまり皆さんの手元には届いていないということも踏まえて、どのようにしてこの5万5,000部を無駄なく市内の有権者の皆さんに配ったのかというところに疑義があるということだと思しますので、その旨議長にお伝えください。

座長

いずれにしても、まずは、事実としてこの印刷代ですよね。議長が検討してほしい、今後の方針を決めてほしいということですので、そこへ戻りたいと思いますが、この印刷代については、このままでは判断が不明なの

で、富山市議会のルールとしてこれを認めないということ、明確に、こういった赤旗等に折り込む行為及び印刷については認めるべきではないということについて賛成か反対かということによろしいのですかね。議長的には。

久保委員 自民党案としては、橋本委員が言われたように、本来ならもう今の時点で駄目なものは駄目なのですが、このように過大解釈されるようでしたら、運用指針の中で政党機関紙への折込みに関する印刷費並びに配布費用については認めないという一文をつけないと、どうも守っていただけないということになりかねないので、そういうような案文の追加を自民党としては提案させていただいて、あとは皆さんの御了承を頂きたいなと思います。

座長 ということが今の最終議論のテーマになるかと思うのです。疑義は私も個人的にもっともっといっぱいあるのですが、今話をしただけでも疑問がいっぱいあるのですが、いずれにしても、まずは今後についてどうかということです。
東委員、どうですか。

東委員 今日は政党活動に入るのかどうかということの審議だというふうに理解をしております、運用指針の中身を変えるというところまでの議論というふうには今日は踏んでいないので、これは一度持ち帰りが必要だと思います。

座長 持ち帰る。

橋本委員 当然、今から書き足すというのは私も理解できますが、それでは、今まではそれでよかったのかなというふうな議論にもなります。昨年の社民党さんのときもありましたけれども、運用指針に書かれるまではいいのだろうというような考え方が私は少し納得がいかないというか、佐藤座長が本当に厳しくやっておられたことを、本当にこんなに簡単な、やりやすいような理解をして、そういう解釈をしていたことが、これまでは正しかったのかなと。では、これからは禁止していこうとなるのではなくて、なぜそれが今までできなかったのかということをも一つ付け加えさせていただきます。これから一文を加えるのはそれは構いませんが。

座長 いずれにしましても、今日は議論が平行線で、この条文の書換えについては結論が出ないと

ということが分かりました。今日の審議については、内容をまたそれぞれで精査をしていただいて、今後、あくまでも我々富山市議会が信頼を勝ち取るに足る政務活動費の使用については、緊張感を持ってそれぞれの会派で使っていていただければというのが、私、座長としての思いでございます。

一応、この点についてはこれで終わりたいと思います。

大島委員 もう1つ確認したいのですが、例えば2番の問題を抜きにして、例えば5万8,000部のうち3,000部を折り込んだから、3,000部については駄目なのか、それとも全部駄目なのかということ一度確認したいのですが、この印刷料は全て駄目……

座長 先ほどから言いますように、全てが駄目だという思いもあるでしょうし、全てオーケーだという思いもあるでしょうから、今の段階では、全ての会派として一致を見ないので、疑念があるという意見を大勢の方が、市民を代表する議員の方々及び会派の方々が、大きく疑念ありと大きな声を発したという事実だけ残したいと思います。

大島委員 はい。

座長 次に2点目の協議に入りたいと思います。
これについても赤星委員の意見を伺います。

赤星委員 これは、見出しのところですけども、政党の支持又は不支持に関する事項に当たるのではないかという議長の御指摘ですけども、私共は、これは会派として発行している市民向けの議会報告、市政報告誌ですから、会派の意見や主張が入るのは当然のことだと思っています。

本文を読んでいただきますと、自民党などが反対して否決されたという、議会であったことをなるべくそのままお伝えしたいということとでこういう記事にしたところでは。

こういうものは、手に取ってなるべく読んでいただきたい、関心を持っていただきたい、議会のことを知っていただきたいという思いで編集をしておりますので、特にこれをもって共産党を支持してくださいとか、自民党さんは支持しないでくださいとか、そういうものではありません。

以上です。

座長 よろしいですか。

今ほどの意見に対してどうでしょうか。

松井委員

そもそも資料を見させていただいて本当にびっくりというか、開いた口が塞がらないというのが正直な感想です。

赤星委員は、平成29年3月に策定された政務活動費の運用指針を本当に読まれたのですか。先ほども政党の意見だから当たらないと言われましたけれども、27ページの(2)のところにある広報・広聴において扱うことができない事項ということで、「政党活動や選挙活動（選挙の事前運動を含む。）とみなされるものは」ということも書いてありますよね。その中で、「おかしいですよ、自民の態度」というところもそうですが、その上のところで、コピーなので分かりにくいのですが、多分「また」と書いてあるのだろうけれども、「また自民党が」という、何でこういうことをつける必要があるのですか。それ自体に、政党を不支持とか、そういうおとしめる意味、恣意的な意図が感じられます。まずはこれに関してです。まだほかにもありますので言います。

例えば裏面、政党のことを知ってもらいたいということ为先ほど言われましたけれども…

…

赤星委員 そんなことは言っていないです。

松井委員 では、何でここに「小西市議が初めて提起」ということを書くのですか。

以前、佐藤座長が言われたと思いますけれども、公明党さんも政務活動費を使って政党の広報誌を作るときは、個人の名前は出さない、公明党としてやるというスタンスでやっていますと。それが日本一厳しい政務活動費の扱い方をすると決めた態度だということと言われたと思います。

例えば共産党さんは2人しかおられないので、多数いる会派は全員載せることができない、少数会派だったら全員載せられる、そういう不公平感もある。これが果たして税金を使うという観点で正しいのかと。むしろ、実費でされる分であればお好きなだけいろいろなことを書かれても構いませんが、税金を使ってやっているのです。補欠選挙以降、税金を使わないようにしよう、皆さんで厳しいのをやりましょうと決めたのに、赤星委員もおられたと思うのですけれども、おられなかったのでしょうか、こういう解釈されるのは。そこが一番私としては理解し難い。

だから、はっきり言うと、これは明らかに全

額返還していただきたいと思っております。

- 座長 松井委員の意見は意見として理解をいたしますが、まずもって、先ほどと同じように、議長からのテーマは、これは政党活動に当たらないかという、そのポイントから議長は疑念を抱いておりますので、これは政党活動ではないかという点に絞って意見ををお願いします。
- 村上委員 どっちが表か裏か分かりませんが、「エアコンを来年5月に設置完了へ、日本共産党は長年提案してきました」というこれは、「日本共産党」というのは政党活動ではないのでしょうか。
- 赤星委員 会派名です。富山市議会の日本共産党ですから、日本共産党と書いてある。
- 久保委員 そういう手があるのだなと皆さん御理解をさせていただいて、ますます会派名からルールをつけないといけないのではないかという議論になってきそうなのでちょっと怖いのですが、少し松井委員の意見に補足しますと、まずこの取下げの賛否については、これは自民党会派だけが賛成をしていたのかどうなのか、これを事務局に確認させてください。

座長 事務局、答えられますか。

庶務課長 このときの本会議では、自民党さんと、誠政さんと、維新さんが反対しておられます。

久保委員 つまり、木下議員の紹介議員取消しに反対、おかしいですよということなら私たちは百歩譲ります。ただ、「自民の態度」というふうな表記をされています。これは明らかに自民党だけを名指ししておかしいと主張しているのは、明らかな政党不支持を呼びかけるもので、これは手引きに反していると言わざるを得ない。

さらに、その内容を読んでも、自民党が請願人に対して嫌がらせをしているかのような表現があったりだとか、請願権を定めた憲法に抵触しているかのような主張がありますけれども、これはもう完全に共産党さんの主観による一方的な主張であって、こういう主張をするために政務活動費を使うということは、これはもう認められない。

その上で、これは皆さんにも共通認識に立っていただきたいのですが、やはり議会改革の議論をしている中でも、会派間の信頼関係をしっかりと構築していこうではないかという

ことで、これが議会改革を推進していく最大のパワーになっていくという中で、こうやって議会内の他会派を名指しして市民に誤解を与えるようなことを政務活動費を使ってやっているような状態では、本当に本末転倒というか、議員そのものの資質を疑わざるを得ないぐらいの話だと思います。

この後、他会派の皆さんにも意見を聞かれると思いますが、皆さんのほうからもしっかりと、こういったことはおかしいというふうな声を上げていただきたいというのが自民党会派としての総意でありますので、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

座長 政党活動であるのかどうか、大島委員、どうですか。

大島委員 非常に内容に関わることなので、表現の自由も含めてですが、まず日本共産党、自由民主党、公明党というのは会派名なので、それはそれなりの判断というか許されるだろうと思いますし、あと、議員の名前を出すことについては、公明党さんは出さないという、写真も載せないということだったので……

座長 ちょっと口を挟みます。申しわけありません。

後で言おうかと思いましたがけれども、松井委員の話と連動しておっしゃるようですので、訂正をさせていただきます。

旧指針は、個人が発行する広報誌は2分の1の充当を認めるという指針を、合併時ぐらいにつくりました。そのときも判例を見て、それは2分の1にしようということが一当時です、厳しく。その段階で、公明党としたらもう会派名の発行物しかしないと、個人で発行するものは全て自分ということに切り替えておりました。

この新指針をつくった段階で、公明党は会派名で作る広報誌についてもいずれやめようということで、会派だけのものは1年か2年ぐらひは作りましたが、今は会派名の広報物も一切作らない。政務活動費では印刷しないというふうにしております。現状、公明党は、広報誌には1円たりとも使っていません。

大島委員

分かりました。続けます。

こういう広報誌、議会だよりについては、相手に対して、えてして過激になりがちなものですので、ここまで書かれるのであれば、公費を使わずに、自分たちの自腹でというか、そのようにされたほうが疑念を生じないものだったのではないかなと思います。

その限界については非常に微妙なところがありますので、私は何とも、おかしいだろうというふうな思いはありますが、絶対駄目だというふうなところまで断定できない状態でございます。

座長

私の意見を挟んで恐縮ですが、もう一度確認をさせていただきます。政党の支持・不支持、これを強調することによって、明らかに政党活動になるのではないかと。大島委員が先ほど言われたとおりですね。公明党だとか、自民党だとか、日本共産党だとか、会派名であっても、明らかにそれを主張することによって政党活動としてみなされる。何度も言いますけれども、市民は公明党という政党の主張だというふうにみなすのは明らかなので、当然のことながら、私共はこれを発行していませんし、そういう意味では、政党活動としてみなされる可能性があるのではないかという疑念を議長が抱くのはもっともなことだろうというふうに思います。あとは、少し違いますが、やっぱり他を批判するという行為に皆さんが結構、それは議会議員としてどうなのかという2点があるような気がしますので、そういった観点から東委員、どうでしょうか。

東委員 そもそもこの議長からの依頼にあるように、
広報誌において他会派の批判を行うことが政
党の支持・不支持に関する事項になるのかと
いうところが今問われております。

確かに文章で「おかしいですよ」ということ
は、自分たちと違う反対の立場だということ
ですけれども、これが明確に政党の支持・不
支持まで呼びかけるものなのかどうか、これ
はこれだけの内容で断定するということは難
しさもあるなというふうに思っております。

座長 東委員としては、これは政務活動費で使用す
ることを許可するという考えでよろしいです
か。

東委員 ここは許可……

座長 許可するべきだという意見でよろしいですか。

東委員 許可できないとは言えない。

座長 許可するということがよろしいですか。

東委員 そうですね。許可してもよろしいと思います。

座長 許可する、ですね。

東委員 はい。

座長 あと、聞いていないところは、島委員。

島委員 表現の自由という観点からすると、様々な表現があってもいいのかなというふうに思いますし、広報というのは、自分たちの意見を表面に出していくという、そういう意味があるので、本来であれば、自由に何でも、自己責任においてという話なのですが、今、この政務活動費を使った広報誌というものについて言うと、そればかりを強調するわけにはいかない。

自分もこの「おかしいですよ、自民の態度」ということに対しては共産党さんと意見を同じくした会派なので、個人的な意見とすると、自分たちと違う意見を述べられている会派なので、おかしいなというのは正直思うのですが、表現としてこういう表現を使ってよいのかどうかというのが今の議論だろうと思うので、これだけを読むと、明らかに、やっぱり自民党の方々の立場からすると、自分たちのことを批判しているぞというふうにとられてしまう表現なのでよろしくないと思います。ですので、駄目だと思います。

座長 政務活動費の支出を認めるべきではないということによろしいですね。

島委員 はい。もっと違う表現の仕方があるのではないかと。

座長 これ、事実ですものね。今、もう書いてあることについて、認めている行為について認めるべきではないという意見によろしいですね。

島委員 そうです。

金井委員 私、平成29年の作業部会で、こういう言葉が1行たりとも入った場合は政務活動費で落とすべきではない、だから、会報の作成というのは非常に難しいということ述べたと思います。ですから、これは政務活動費の支出としては不適切だと思います。

座長 橋本委員、まだですよ。

橋本委員 先ほど会派名だから政党名ではないのだということをおっしゃいましたが、会派名でも、なおさら選挙活動の1つではないかなと。市議会で闘う相手ですから、そこを誹謗中傷す

るということは選挙活動の1つに当たる。政党活動や選挙活動は禁止されていることから、ここにもう明確に書いてあるというのが私の理解です。

そしてもう1つ、百歩譲って、こういう記事を載せたいということになれば、自民党や私たちがなぜ反対したのかということを一完全に請願者を見殺しして反対したというような記事になっているけれども、私たちは私たちがなりに反対した理由があると。そういったこともしっかり載せるのならまだしも、完全に一方を悪者にするようなやり方ではやはり公平さを欠くのではないかなと思っていますし、政務活動の1つに当たるという考えから、これは駄目ということなのです。

座長 政党活動に当たるということで駄目ということですか。

橋本委員 政党活動に当たらなかったとしても、会派として……

座長 今、「政務活動に当たる」とおっしゃったもので、言い間違いですね。

赤星委員 橋本委員が何で私たちが反対したのかも書け

とおっしゃいましたが、それはそちらの会派で書いて出されたらいいのであって、なぜ皆さん、広報費がゼロなのですか。私はそれを問いたい。みんなそれぞれの……

座長 まだですか。

赤星委員 はい。それぞれの会派の主張として、会派発行の広報誌で広くお知らせされたらいいのではないですか。

座長 ちょっと論点がまたそれているような、それは広報誌全体のことですので、また改めて伺いたいと思います。

久保委員 村上委員が発言を待っておられるので、簡潔に言いますと、自分の意見を述べるのであれば、「おかしいよ、自民党」という、「自民党」なんて書かなければよかったではないかという島委員の発言も、どうも聞こえていないのか理解できないのか分かりませんが、これはつまり、自分たちの主張をするのだったら、私たちはこういう理由で反対しました、賛成しましたということを書けばいい。ただそれに対して、採決されたか、されなかったかという事実を書けば、ここにいらっし

やる皆さんはそこに対して何の問題意識も持たなかったと。ただ、政党名を入れて名指しをしておかしいよというふうに表現しているところにこの危うさがあるのではないかと。そもそもどういう目的でこういうことをやろうとしているのかというところ、裏を勘ぐられたり、ましてや、これは政党機関紙に入れているのですよ。政党機関紙に入れることを前提にして作っているのだとしたら、これはもう完全なる政党活動だと言われたって仕方のないことで、そう考えてみたら、かなり計画されて出されている、そういった文章にも見えてくるわけです。これは座長がずっと言ってきた「誤解を与えない、市民の皆さんから疑義を持たれないようにしていこうではないか」という、ここ3年間ずっとやってきた取組みに対する造反的な行為であるというところを、どうか作成者には理解をしていただいて、その上で反論していただきたいなというふうに思っています。

座長 ということで、意見を言っていない会派の方。

村上委員 先ほどの話に戻りますと、日本共産党は会派名でもあるからいいのだけではなくて、政党名でもあるから誤解を生じないようにしましょ

うというのが、この会というか議会なわけ
です。だから、ここは「富山市議会日本共産党」
と書くべきでしたということは納得されたほ
うがよろしいのではないかと思います。

それから、他の会派に対する非難は自由だと、
反論したければまた機関紙でやれと、それ
では批判合戦になって信頼関係を持ってないで
すよ。

私が座長をして、佐藤座長が副座長をして、
主張するところはするけれども、のむところ
はのんで、自分の得意なところはあるかもし
れないけれども、会派のそこは我慢しましょ
うと言ってできたのがこの運用指針なのでは
ないですか。自分のところのはよくて、人の
ところのは駄目なのだというような主張に私
は聞こえてならない。

もう少し、これをつくり上げたときの成立ち
を思い出していただいて、みんなが納得でき
る最大公約数のところだけにしておきましょ
うというような原点に戻っていただかないと、
これをやっている意味もないというふうに思
います。

したがって、これらは認めるべきではないと
いうふうに思います。

座長

それでは、これを認めるべきではないという

方々の意見は概ね伺いましたので、これに対して認めると言っていた東委員、心変わりはないですか。

東委員 心変わりというか、大勢の意見はそうなのだなということで改めて感じているということです。

赤星委員 先ほど、取消しに反対をしたのは自民党だけではないということをおっしゃいました。それは、最後の起立採決の、立ったり座ったりのその部分だけを見れば確かにそうかもしれませんが、ですけれども、請願人の……

座長 赤星委員、具体の、この中身のこと云々を議論したいという意見ではなかったかと。もちろん、そういったことも踏まえて認めるべきではないという意見もありましたが、ちょっとあまり……

（「座長」と発言する者あり）

座長 ごめんなさい。私が赤星委員の声を遮ってしまいましたので、恐縮ですが……

赤星委員 もう少しだけ。

これは、皆さん御存じないのかな。請願人の方が議長に対して、請願権を侵害されていると申入れされているのですよ。

(「違う、違う」「座長」と発言する者あり)

座長

赤星委員、恐縮ですが、先ほど来、この請願のことを御存じない—みんな知っていますよ。当然内容を知っています。ただ、ここが固有の「自民」ということだけに限って言うことが、市民にあえて誤解を与えるような記述ではないかということ、先ほど来、何人かの方がそれについても触れたという程度ですので、この点について今日深く掘り下げるつもりは、座長としては持っていないので、これに触れるのでしたら発言を認めません。

松井委員

この中身云々は、正直、今は議論の対象ではなくて、こういうものを発行するのだったら自腹でやればいいだけの話なのです。それを市民からの税金を使ってやるということがおかしいというふうに言われているのです。それに対してどう思っているのかを聞いているのです。

この中身に関しては、自分たちのお金で発行

される分に関しては誰も何も言わないと思います。

座長 この程度にしたいと思います。

久保委員 座長、1点だけ。

座長 意見の一致を見ませんので、この2番目についてもこの程度にしたいと思いますが……

久保委員 今の赤星委員の発言の中で、請願人が請願権を侵害されているという申入れを事務局に行っているかの発言……

赤星委員 議長にです。

久保委員 議長に行っているということがあったので、この事実確認だけ後でさせていただきたいというふうに思います。請願権の侵害をされているという申入れが議長にあったのかどうか。

庶務課長 後で確認します。

久保委員 確認をお願いします。

座長

それでは、全会一致が見られません。この文言修正というところまで行き当たるのが残念ながらできておりませんので、今日のこのテーマ、議長の疑念については結論が出なかったということで、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の協議事項に入ります。

配付したカラーのA4横の資料ですけれども、前回の検討会で配付した運用指針上の課題と対応策に前回分の検討結果を示したものであります。1枚目の薄い青色で色をつけた箇所が前回検討した箇所になります。そのうち、全会一致を見られたものは、上から2つ目のみどりの窓口で購入する場合の領収書についてでした。

この部分の指針の改正については今日の3項目になりますので、改めて申し上げたいと思います。

本日は、前回同様、類似した課題についてピックアップしたもの、いわゆる、先ほど申し上げましたバツが比較的少ないものを取り上げましたので、この広報誌について—このだいたい色ですね—に沿っていきたいと思います。自民党の6から8と公明党の2となりますので、前回同様、一つ一つ協議していきます。

それではまず、提案会派から説明をいただきます。6番目について、自民党さん。

高道委員 広報誌を、ここに書いてあります「議員や会派、政党が所有・保管している名簿」への郵送費を政務活動費として全額支出するというのは、やはり先ほどから座長が言われていますように、疑わしいとか誤解を招くという意味におきまして、やはりこれも政党活動、後援会活動であると感じますので、これは認められないということでもあります。

座長 三角の方がいらっしゃいますので、社民党さん。

東委員 保管している名簿の中にいろいろな人が混じっているわけで、それを個人情報保護の観点から公開できないということで、混じっている以上は、全く政党活動なり後援会活動というふうにはなり切らないということで判断がつかないということで、三角にしたものです。

座長 現状として、判断しかねるということですね。誠政さん、どうですか。

橋本委員 今回の東委員の発言を聞いていて、後援者でも

知り合いでもない、いろいろな人が混ざっていたら、とんでもない人の個人情報まで持っているのかな。そこはある意味、やっぱり後援者や、支援者の名簿ではないのかなと思いますので、私は支出するべきではないと思っています。

座長 光さん、三角になっていますね。

島委員 ここで言う名簿というのが何のことなのかなというのが素朴な疑問でございます、我が会派には会派の支援者の名簿というものはなく、逆の発想で、発送していい名簿って何なのかなというあたりがぴんとこないのが三角にしているのですけれども、気持ちはマルです。というか、送りようがないというのが結論なのですけれども、持っている名簿の方々に出すという限定したものは駄目で、広く公にさらされている名簿というのがもしあるのであればいいというふうに読み取れるので、私の頭がおかしいのかなと思うのですけれども、そういうものは多分ないだろうから結論としてはマルになるのかなという意見です。伝わりましたでしょうか。

座長 これは、自民党さんの提案ではありますが、

座長として確認をさせていただきます。会派が所有している名簿へ郵送をしている会派はいらっしゃるでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 いらっしゃるらないのであれば、これは明確化すればいいのではないですか。

赤星委員 いろいろな団体がありますよね。懇談会を開いて御意見を伺うというときに、一定程度何かないと送れませんよね。そういうのはあります。

座長 郵送費ですよね。

赤星委員 はい。

座長 現状、郵送しているということですか。

赤星委員 時々。

座長 時々。

赤星委員 はい。

座長 広報誌の郵送ですか。

赤星委員 いいえ、意見交換会を……

座長 開催案内みたいな感じですか。

赤星委員 はい。

あっ、間違えました。今は使っていないです。

座長 使っていない。

赤星委員 申しわけありません。前の指針のときにです。

座長 使っていないのですね。共産党さんも今は使っていないということであれば、共産党さんはバツになっていますが、これは明記してもいいのではないですか。

赤星委員 そうしますと……

座長 なぜ使っていないのですか。前は使っていたのに今は使っていないとおっしゃったので。

赤星委員 私、勘違いしていて、県議と共催のもので案内を出した分について、旧指針では共催で折半ができたので。

座長 昔はね。

赤星委員 折半は駄目とされたから、今は使えないです。

座長 ですよ。なので、これは社民党さんも三角ではありませんが、議論の余地はなく、疑われるものであり、疑念が残る行為ですので、これは指針に明確化できる、全員賛成を取れることではないかというふうに私は思いますが、それについて何か御意見ありませんか。

村上委員 会派、政党が所有・保管している名簿、当然、後援会、支援者あるいは電話帳、同窓会名簿。しかし、同窓会名簿が自分を支持しているか、していないか分からないとしても、どこへ出したかはみんな分からないというものです。その人が。その政党が。疑わしいと。だから、駄目なのです。結論、駄目だと思います。後援会活動や政党活動ではないと言い切れない、証明できないので、これは駄目ですという結論であります。

座長 ということは、ここは明確化していないから自民党さんが今回課題として出したというこ

とですので、これは明文化するということ
よろしいですね。

東委員 今、社民党会派の現状としては使っておりま
せんから。

座長 ただし、郵送費ですね。先ほど、別の手段を
使っている会派もあるようですが、いずれに
しても、この郵送代については認めないと。
よろしいですね。

赤星委員 質問していいですか。

座長 はい。

赤星委員 島委員がおっしゃったように、逆に、送って
いい名簿はあるのか。郵送費は……

座長 ですから、そのルールを今、厳しく決めよう
というのが座長としての思いですので、何が
できるのかということではなくて、今、皆さ
んやっていないし、それは何らかの思いで皆
さんやめているのだと思うし、だったらやめ
ましょうということを座長として今提案を申
し上げているのです。何ができるという話で
はないです。やめましょうということを明文

化しましょうと。疑われる可能性、選挙ではないですけども、明らかに後援会活動ですね。個人の支持者等にアピールをする、PRをする、そういった行為は個人として、当然、自分の議員としての権利ですので、それは自由に自費でやってください。公費でやる必要はないということをお互いにルール化しましょうと。

江西委員、久しぶりに目が合いましたね。

江西委員

そもそもこの議論の前に本当はルール化したというふうに私たちも認識しているわけなのですよね。ルール化したにも関わらず、言葉を追加していかないと網の目を出ていくようにしてどんどん行くという現状を止めないと、もうこれは3年たったわけなのです。

今までずっと皆さんの意見を聞いていたら、いまだにまだ個人的な主観でこれはいいだろう、これは駄目だろうみたいな、たしかほかの議会で認められていることだとか、法律でこれが駄目だとかいいとか、決まっていないことはたくさんあると思いますよ。ただ、ああいったことがあったからこそ、一度ものすごく厳しく、疑われることをやめましょうというふうに決めたはずなのですよ。ところが、3年間私たちはそれをずっと守って、例えば

自腹で議会ごとにもものすごい出費をしながらやっていますけれども、これはいいと解釈できるのではないか何だということがあると、これはもうそもそも、これをまた新たに今さら議長に何を伝えるのだというのは、私、座長に強く申し上げたいところであります。

座長 議長に申し上げるではなくて、冒頭に申し上げましたよね。指針の改定をブラッシュアップをするという行為はずっと続くのです。ですから、今期のブラッシュアップとしてこれを明確化、明文化しました。先ほどの議長から出たものについて、議長に出す。そういった意味で、また明文化するということをして、それをまた議長に出すという意味で明文化したいと思いますので、それに反対の方がいらっしゃれば手を挙げてください。

〔挙手するものなし〕

座長 なしですね。
それでは、次の項目に行きます。7番目、自民党さん。

金谷委員 今の話の流れで、今までの話が全てだと思っていますけれども、毎回問題になるのが、特

定の議員の一般質問の内容に特化した印刷物の費用を政務活動費を使って全額支出している、この問題だと思っています。

それを、皆さんが先ほど話をされたのが全てなのですけれども、もちろん自民党会派では全部自腹で払っています。先ほどの座長のお話ですと、公明党も多分そうです。

議会報、議会だよりという皆さんの一般質問の内容を書いたものが広く全戸配布されているわけですから、それ以上、自分はどう思うとかこうだとかということがあれば、まさに自分で印刷されて、好きな内容を書かれて配られればいいわけでありまして、先ほどの会派の名前とかということになると、一人会派になると、その人イコールその会派の名前になるわけですから、線引きが大変難しく曖昧になっていくのではないかなというのがあるので、使用を認めるべきではないというふうなことを提案させていただきたいと思います。

座長 これは、広報誌そのものをもう認めるべきではないということですか。

金谷委員 特定の個人議員の一般質問の内容に特化したような広報誌はもうやめるべきではないかということですか。

座長 そもそも論のこの提案が……

久保委員 少し補足させていただくと、これは何を想定したかということ、一時、社民党さんのほうで、「東 篤通信」とか、レポートとか、要は、会派でありながら個々で印刷物を作成していたということがありましたので、それを想定したものであります。要は、会派であれば会派としてまとめたものを発行すればいいと。個人ごとに印刷をすることについては認めるべきではないというような提案になっています。

座長 いわゆる、個人で発行する広報誌については政務活動費支出を認めないということの提案ということですよ。それを明確化しようということですね。

久保委員 はい。

座長 そうしましたら、先ほど来、自民党さんが何回も言っていますけれども、そもそもこれは認めていなかったのではないかというような意見もあるかもしれませんが、その辺のことをもう一度ということになるのかもしれませんが

んが、三角の方の意見も。島委員。

島委員

気持ちというか、もう結論はマルなのです。
自民党案に賛成です。

なぜ三角にしているのかというと、出せる広
報誌とかどのようなものなのかなということ
を伺いたいという思いで、これを全部切って
いくと出せないのではないかなと。

以前、公明党さんがこういうものを出してい
ますということで提示されましたよね。あれ
は、写真もない、イラストもない。

座長

以前というのは、先ほど、新指針の中で、1
年目に活字だけの非常に面白くない、「だー
っ」と書いたものを1カ年のうちに1回か2
回かは発行したという、それしかできないの
ではないかということをして1回公明党は試して
みたことがある。

島委員

それ以降は出しておられない。

座長

当時のこの委員だったメンバーが報告したと
いうことですかね。もしかしたら。

島委員

ということで、結論、我々は2人しかいませ
んけれども、自費で出すしかないということ

を、もう2人で確認しているのだ。

座長 個人の広報誌を発行しているところはあるのですか。

(「活動費を使って？使わなくて？」と発言する者あり)

座長 政務活動費で発行しているところはありますか。

庶務課長 今年度の中間審査のほうではありません。

座長 今年度に限って言えばないのですよね。社民党さんは今どうしているのですか。

東委員 作る場合は自費でやっています。

座長 自費でやっているのですね。どうして自費でやるようにしたのですか。前回のときは、これは認めるべきだというふうな議論があったように、議事録を見てもそのようなのですが。

東委員 ここでいろいろと議論があって、また、問題とする委員の方が多いということであれば、

もう自費で……

座長 疑われるようなことはしないということで…
…

東委員 議論になるようなことはしないほうがいいだろうと。

座長 自主的に出しているというわけですね。
ですので、そもそもこの自民党さんの案が実行されつつあるということで、あとは共産党さんの意見を伺いたいのですが。

赤星委員 過度にその議員のPRになるような、そういう編集でなければ出せるものと思います。会派発行……

座長 会派発ではなくて、これは会派に所属一特定の議員です。個人の議員が発行する広報誌は認めるべきではないという提案であって、社民党さんは、個人のものはもちろん、会派のものも今は発行していないのですね。

東委員 そうですね。会派というか、もともと個人の名前にはなっていますけれども、会派としてのものだという位置づけにはしていたので。

座長 大変失礼しました。要するに、我々は会派だと言っていたのですよね。

いずれにしても、個人を特定する広報誌、印刷物には全額支給を一全額どころか、今は政務活動費では作成していない、使用していないということですので……

（「そんなこと言っていたか」と発言する者あり）

座長 これは赤星委員のところの会派として出している広報誌で、自民党さんは個人名で出している広報誌はやめたらどうか、認めないということでどうかというのが7番目のテーマですので、個人名として出すというと社民党さんに失礼なので、前は個人名があっても会派だということでしたので、いずれにしても、個人名をアピールするような一でも個人ですよ。

（「最初から駄目やろう」と発言する者あり）

座長 それで、最初から駄目だという議論が、前回のときに結局曖昧なままで終わってしまっていたので。

村上委員 個人ではもちろん駄目で、会派が客観的に書いたとしても、何々議員がこういう質問をしましたという、内容的に個人のコマーシャルになるようなものは出したらまずいのではないのかというのが総意だったのではないかなと私は思うのですけれども、違いましたか。

座長 それは、私たちがやったときではなくて、前回のあり方検討会の方々が議論をしました。その後に、大変失礼ですが、社民党さんの広報誌が全額支給されていたという事実があったものですから、去年、その前に大変な議論を起こして平行路線で終わったままになっていたので、改めて自民、後からであります、公明もこれに触れた提案も改めて改正もして今提案をしたということで、我々はそうすけれども、違う人がいたらということです。

村上委員 我々はそうだったのに、社民党さんが選挙のお礼まで出されたのを見て、「あれ、これは全然認識が違うよ」と、当初の思いとは違う方々がいらっしゃったのだなと思ってびっくりしたわけではないですか。

座長 そのときに、あり方検討会で結論が出ていな

いのです。だけれども、事実として、社民党さんはもうそれは個人でやっていますということなので、なおさら、もう今、明確化できるところへ来たということが分かりましたが、文言については……

高田委員

運用指針の26ページに政務活動費を充当できる市政報告、公聴会等の条件、ここに具体例が載っているのですけれども、その中の1つの項目に、「定例会等における会派議員の質疑・応答内容」というふうに、今の指針の中では一応これは認めている形になっているのですよね。それを特定の1人の名前だけで出すことが認められないということであって、例えば会派として出すときに議員名を伏せれば出していいのか、そこがちょっとはてなに思う部分なので。

座長

そうですね。おっしゃるように、ここである程度決まったことを条文化したときに、今のようになら全部精査をしますので、そのときに何となくもやもやと勘違いしているというものがあるといけないので、おっしゃったように、例えば一人会派だったら、自分の名前を出さなくて、会派名さえ入れればそれでいいということを確認するという事になってし

もうものだから、一人会派になればいいという話になってきてしまうものだから、その辺を少し検討しないといけないかなという疑念は持っているのですが。

久保委員

自民党からの提案は、まず1つ、以前と変わってきたのは一人会派が増えてきて、それぞれ会派名に自分の名前をつければ、これは私の名前ではなくて会派名なのですなんていうことが先ほどのような話で通用してしまうようになってくるわけで、これを公金でやっていくのはおかしいだろうと。

あとは、やはり選挙が近くなってきたときに、皆さんが例えば4年の振返りとして議会の答弁をまとめたものであったり、いろいろなことをやると、やはり市民の皆さんから見たときに、これは選挙活動ではないかとか、後援会活動に関わるのではないかというふうな疑念に持たれる可能性がある。そういう可能性はできるだけ排除していきましょうということがもともとの趣旨であって、それはほかの県で認められていたり、法令上はどうかという議論はもちろんあるかと思いますが、そういったものに関しては、本議会において、信頼回復の過程において当面はこういうものを自粛しようということだったら

うと思います。

その趣旨を皆さん御理解されれば、未来永劫というよりは、まずこの時点で、市民から誤解を招きかねないようなものについては徹底的に排除していくと、そういう視点に立ってやっていただきたいということなのです。

ですので、特定の議員の一般質問の内容、先ほど島委員が言われましたけれども、どんなものならできるのかと言われたら、例えば議決した議案についてピックアップをしたり、それに対する審議の過程をまとめたりとかということであれば何ら問題はないわけです。

その中に一般質問の部分が一部入っていてもいいと思うのですが、そういった意味で、必ずしも自分の質問だけが議会ではない、政務活動費は自分の質問したことだけを広く市民に知らせるためのお金ではないので、そういった意味ではもっと広く、議会で取り扱ったものを取り扱われれば何ら問題はないのではないかなと思っておりますので、そこについては皆さん十分御理解をしていただけるのではないかなというふうに、社民党さんもこれでやめられたということですので、そういうことなのだろうと思います。

座長

どういう表現にすればいいのか。条文化され

ていないということで、いずれにしても、皆さんの意見、共産党さんが、今、2人会派で発行物があるということが事実ですので、そこは配慮をして、一人会派及び個人で発行する広報誌については政務活動として認めないということを経文化することによってよろしいですか。一人会派及び個人が発行するものは認めないという内容、ちょっと文言はどういうふうにしたらいいか分からないのですが。

松井委員

今の話だと、正直な話、2人会派だったら、今まさに皆さんの手元にあるもので思い切りPRできているというのを感じるのですが、そういうふうにとられてもおかしくないものを作ろうと思えば作れることになるので、その文言は結構慎重に書かないと難しいのかなと。

座長

要は、今、私がなぜそういう表現をしたかということ、平行路線で終わって、結局何も決まらないと。そうすると、また来期に持ち越すということを見ると、今日共有できることは最大限縛りをつくりたいと。ですので、今、共産党さんのところまで踏み込むことは、結果的に今日は何も決めないということをおそれ、あえて個人及び1人会派は明らかに個人

をPRする行為でしかないので、まずは、ここについては個人をアピールするだけのものでしかないので、公金である政務活動費の使用を認めないということについて、赤星委員は、賛成ですか、反対ですか。

赤星委員

どちらかと言ったら反対です。

そうしたら、1人会派の人というのは、広報誌は全く出せないと、政務活動費を使えないと。

座長

現状として、今、1人会派の方も広報誌は個人で発行をされていると。富山市議会議員のあの時代からこれまで今も批判をされている市民の目を真正面から見ればという思いで皆さん個人でやっておられるので、あえてそれを、事実なので、明文化をしておもうということ、今、座長として提案をしたわけです。

平行線であれば、これも決まらないということで行きますが。

村上委員

たまたまここにあるから、共産党の広報誌を見ているのですけれども、これを見て、コマーシャルだと私は思うのですけれども。そういう感覚がおかしいのですか。コマーシャル

をやめましょうというのがみんなの……

座長 そうすると、8番目の提案ともう一緒ですね。自民党提案ですので、8番目のことについて、1回説明してください。

押田委員 書いてあるとおりなので読みます。
「特定の政党や候補者を支援している団体（労働組合や党员等）に配付する目的で作成した印刷資料を全額対象として支出している」これは政治活動、後援会活動であり、認められないと。政治改革の一丁目一番地みたいなことなので、反対されるほうがおかしいのではないかなと感じます。
以上です。

座長 という話を、今、村上委員はおっしゃったような感じがするのですが、それとは違いますか。

村上委員 だから、我々が以前決めたときに、自分のコマーシャル、後援会活動だと思われるようなことはやめましょうというのが趣旨だったわけで、その趣旨を守っていただければいいので、その後、何が書いてあるとか、書いてないとかということは、後々の、あるいはその

ときの方々が理解しやすいように書いているわけですけれども、そのときの決めた意思是今変わってしまったわけですか。変わっていないとすれば、それはなしだろうと思うのです。

赤星委員

座長が言われた、市民から厳しい目が向けられた過去の広報誌というのは、本当は後援会ニュースーパーゴルフ大会、総会、懇親会、ビーチバレーボール大会、そういう冊子、まさに後援会向けに作られた広報誌の一部を加工して、これは会派発行の市政報告ですというふうに出しておられた。本当と違うものを出していた、そういう不正があったから、そういうことは絶対もう許さないような指針にしましょうという思いで私は加わっています。それで、今でもそういうものを載せたらもちろん駄目です。後援会行事などを載せるのはもちろん駄目ですけれども、純粹に一人会派の人でも、市政のこととか、市議会のこととか、その中でどういう活動をしているとか、そういうことを広報費で認めなくていいのか。何だったら出せるのか。広報費はゼロでいいのかと本当に問いたいです、私。議会のことをもっともっと、それぞれの活動を通して市民の皆さんにお知らせしたほうが、よほど関

心が高まると思います。

村上委員 後援会活動をしたら駄目なのは、それは当たり前前の話ではないですか。そんな極端な例をもって話をすり替えては駄目ですよ。そんなことが駄目なのは当たり前前の話で、当たり前前の極端な一番悪い例を持ってきて、だから駄目になったのだけではなくて、そうではない議会活動であってもコマーシャルになり得るものまでもやめましょうという厳しいことを決めたはずなのです。そのところをすり替えては駄目ですよ。

座長 村上委員、私たちに誤解があったかもしれませんので、あえて確認といえますか、要は、当時に、運用指針をあり方検討会、それから下部組織である作業部会でいろいろけんけんやっていたいて、最終的に出来上がって、ぎりぎりまで議長に答申をした内容で、その後、若干の改正はしましたけれども、その運用指針には、残念ながら、私たちの精神は全くそうだというふうに理解をしていたのですが、実は広報誌の指針に私たちの精神とは違った抜け—今から言えば私は抜け穴だと思うのですが—あのときも、当時、横野部会長が、「市政報告及び政務活動、本当に100%政

務活動だと言いきれるものができるのだったら作ってみろ」みたいな発言がありながら、最終的には、そこを残す指針になっております。政務活動として広報誌を作れるものになっています。でも、精神的に私たちはそんなもの100%なんかできっこないし、2分の1が認められるというふうにも読めるのですが、2分の1も認めず、危ない行為はしないと行って、先ほど来、何度も江西委員等がおっしゃっているように、補欠選挙以下、上がってこられた方々は大変申しわけないのですが、指針を読み取ればできるのではないかというふうに思える、そのストレスを感じながらも、あえて精神は厳しく、1-0だみたいな感じで多分自民党さんはやってこられたし、公明党は元来それを認めるべきではないという議論もやり尽くした後だったので、そういう意味で、今は、これは可能性を秘めて、最終的に出来上がったのだということを改めて私は、私たちが出ていない2年前のあり方検討会で一何回も出して大変恐縮ですが一社民党さんがああいうものをつくったということで、何でできるのだと言ったら、ここにまだ可能性が残してあったということがあったので、大変申しわけないけれども、あえて座長に立候補して、今、もう一度原点に返って、

それを条文化したい。

なので、恐縮なのですが、今日一致できるところは一致したいのです、はっきり言って。何度も言いますけれども、もう個人名が出ている、どこかで折合いをつけたいのです。一つでも、現実に関、社民党さんは、どういうことかは分からないけれども、あれだけの議論があつて、自発的にもう既に政務活動費の使用をやめているのだったら、将来的な可能性ということがあるかもしれないけれども、あえてもう一回、さっき副座長が言いましたけれども、あえて厳しいところでどんと線を引いておこうと。できるところが見えたような気がするので、何かを提案したいなという話をしているわけです。

村上委員 おっしゃるとおりで、精神と出来上がっている指針がずれていると。しかしながら、冒頭に座長がおっしゃったことは、精神を大事にしましょうと。

座長 そうです。

村上委員 精神に立ち返りましょうということで、みんなそうですねと言ったはずですよ。だとすれば、その精神に立脚してその穴を埋めるのが

正しいと思います。

久保委員

やはりどうしても私たちが議員を続けていく上で、政党に所属されている方は政党活動もありますし、それ以外にも、後援会活動や選挙活動、私的な活動も含めると、非常に線引きが難しいというのは全国でも言われているわけです。

私たちは今どういう状況をつくっていかうかということ、例えばこの広報誌はPRに当たるのではないかといって、例えば住民の皆さんから住民監査請求を起こされたりだとか、それを踏まえた住民訴訟が起こるようでは、今まで一体何をやってきたのかというそしりを受けてしまう。できるだけそういった住民監査請求に及ばないような、しっかりとした厳格なルールの下でやっていかうではないかという、そういうスタンスでやってきているはずなのです。

だから、私たち自民党会派は、人によって見る目が変わればもしかしたらそういったおそれがあるものについては全て個人、もしくはその後援会で費用を負担してやっていっていると。

そこに関しては、皆さんにも同じ思いでこの取り組みをしていていただきたい。そうすれ

ば、おのずと広報費を何に使うか、例えば自民党が過去に使った広報費で言うと、ある地域から地域の要望を聞いた上で、市政の取組みについて説明会を開いてほしいということがありました。そのときに、そういった説明会を開催するというチラシを作って、その地域に新聞折込みで配布をしました。例えばこういうことであれば、広報する意味もありますし、これは会派の活動として皆さんに御理解いただけると。こういうような取扱いをしていけばいいわけで、例えば御自身の一般質問を取りまとめて、自分の一般質問や興味のあることを羅列して、それを一般有権者に知っていただきたいということであれば、今のところは、まずは自費でやっていただいて、政務活動費は使わないでおこうということに御理解をいただければ、この条文自体は、社民党さんは改善していただいたので、良識があれば、言わずもがなで改善されていくのですが、どうしても、先ほどから聞いていると、そうはいっても、書かないとできない人たちがいらっしゃるようなので、やっぱりこれは書かざるを得ないのではないかというのが自民党の意見でありますので、先ほど、高田真里委員が言われた文言も含めて一度案文をつくっていただければいいのではないかなと

いうふうに思うのですが、座長、どうですか。

座長

今日、拙速に結論まで持っていけるかなというふうに思ったのですが、なかなか難しいようですので、とりあえず、公明党も、まさにこの内容的に政党活動、後援会活動からの広報誌、個人のPR、疑念が持たれるような可能性が否定できない、そういった広報誌に対してこれを使用不可とするということを挙げさせていただいております。全く今の議論の内容と同じところですので、これはもう当然、会派としても踏まえて、個人だろうが、会派としてもというふうにも取れるようなところもありますし、だけれども、やっぱり基本的には個人名が、旧運用指針でさえ2分の1しか認めなかったものが、なぜか個人名で出すものが100%認められていたという事実を重く受け止めて、これは公明党としてしっかりと、これはもう条文化できるのであれば条文化したいという思いで提案をさせていただきました。

それと同じ思いで条文化にたどり着ければという話でいろいろお話をさせていただきましたけれども、最終的にそこまでは行けそうにありません。これは次の座長・副座長に引き継いで、これも含めて、冒頭に申し上げます

たように、様々な意見も今回出していただきましたが、結論まで今期は届かなかったことを重々反省いたしますが、改めて、これを引き継ぎ、また、その他の項目も次のこのあり方検討会のメンバーで新たなスタートをしていただければと。

ただし、この議論の意味は大きいのだろうと。また、これも多くの市民の方々に議会が本当に、冒頭に申し上げましたとおり、とにかく市民はいまだに厳しい目を持っていると。そこに立ち返って、今、富山市議会は、少なくとも私が座長であった今期においては、さらに厳しくブラッシュアップをしていくべきだという思いで来た。その議論をまたそれぞれ感じて、今後の予算執行といたしますか、それぞれの市民の貴重な税金を政務活動費として使用いただければという思いであることを述べさせていただいて、次に引継ぎをしたいと思えます。

それでは、最後の協議事項になりますけれども、運用指針の改正についてであります。

前回の協議で全会派から賛同を得られた「みどりの窓口における鉄道賃の一括購入及び領収書の発行について」と、「第三者機関が今年度4月より休止したことに伴う改定などについて」であります。

詳細について、事務局、お願いします。

庶務課長

それではまず、1点目の鉄道賃をみどりの窓口で一括して購入する場合の改正ですが、指針49ページの領収書チェックシート、②の中の表の一番下のほうにある、「ただし、2人以上で鉄道賃をみどりの窓口で一括購入する場合に限り、会派名のみ記載でよい。」というものを追加したいと思います。

それと、それに合わせまして、48ページの(4)のア、イの下のウのところに、「鉄道賃について、みどりの窓口で2人以上の分を1枚の領収書にまとめた場合、領収書の原本を貼付する議員については、貼付用紙(様式14)の余白部分に内訳(議員名及び各々の額)を記入し、原本を貼付しない議員については、貼付用紙(様式14)に内訳を記入した上で、写しである旨の原本の所在を記入する」ということを追加したいと思っております。

次に、2つ目なのですが、第三者機関は、平成31年4月から休止しております。その休止に伴いまして、第三者機関に関する条文については削除等したいと思っておりますので、そのような改正を行いたいと思っております。ただし、第三者機関は休止でありまして、廃止をして

おりませんので、今までのチェックの仕方等については、後ろのほうにこのようなフローをつけたままにしておくという形で、いつ何どき、また第三者機関が復活しても大丈夫なようにしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

座長

よろしいですね。

第三者機関については前回の全体のあり方検討会で休止ということで決定を見ておりました、これについてはそれぞれ運用してきた1年間で行っていただきましたので、大きな、相当厳しい目で見ても、議長側として精査をしていただくまでにレベルアップをしておりますので、これはもう明文化をしておくということでございます。

御異議、ありませんね。

久保委員

市民の方から、改正内容をしっかりと目に見えるように、分かりやすくしてほしいということがありまして、そういった御提案もいただいております。

その中で、新旧対照表であったりとか、できるだけ分かりやすい、改正点がどこだったのか、今回は多くありますので、そういったも

のをしっかりと事務局を通して、指針の変更内容が後でも分かるように対応していただきたいと思いますので、これは議長のほうに。

座長 できるものはそのようにしていきたいと思えます。

江西委員 第三者機関が休止になって、第三者機関そのものがやってくれた大変いい考え方ですとか、ただ、第三者機関がありながらも抜けてしまったこともたくさんあったかと思えます。要は、今、問題になるのは、私たち市議会全体が共通の認識を常に持ち続けることだと思うのですね。今日、私、この打合せの中で少し安心したというか、東委員のほうからそれはやめたのだよという話、ただ、それをやめたとは知らずに、私どもはそんなことは認められないという案をずっと上げてきていたわけであります。

これは何かというと、結局は、使ったものの明細というのは翌年度に分かるということなので、それぞれお互いの会派については、お互いにやっぱり尊厳もあるものですから、なかなかどういうことをやっているのかということは聞きにくいわけですがけれども、ぜひ第三者機関の代わりに、それぞれの会派が所属

議員に精算される前に、全会派でこういった政務活動費を使っていいものかどうかということを見るような会を私はぜひつくるべきではないかなと。オンタイムというのですかね、同時進行で。後になって聞いてみると、やっぱりお互いをかばい合うような発言が出たり、お互いをけなし合うような発言が出てくるので、その都度その都度、これがいいものかどうかということを見ても、全会派で見ると、休止中の第三者機関の代わりに、検討いただきたいということと、それと、もう1点は、例えばその際には領収書に黒塗りがあります。この領収書の黒塗りに関しては、島委員のところの光通信を見たら、上越に行ったら、領収書は全部黒塗りにしないのだよと。黒塗りにしないというのは、これはさすがに公に公開するときには黒塗りはちょっと、プライバシー、個人情報の問題があるとは思いますが、会派内で見ると、やっぱりどこに支払ったのかというのは、お互いに全議会として政務活動費をちゃんと運用できるのかどうかという問題ですので、領収書を黒塗りにしない状態で、これが果たしていいものかどうかというものを併せてそれぞれ協議するような会をぜひつくっていただきたいと思います。私たちの会派はもう本当にあけすけに全てオ

ーブンにしても全く構いません。

座長

意見を頂きましたので、これも含めて、また次回のあり方検討会にこれを継続したいと思えます。

私自身も全く同じ思いを持っておりまして、本来は、第三者機関をつくる時に大変な思いをして、実はこの第三者機関の設置にたどり着きました。私の思いを議会側にあえて置かせていただいたというのは、お互いの状況を牽制できる、生で牽制できるということもあるだろうという期待をしたのですが、残念ながら、ちょっとそこまでは行かなかったというのがあるので、今日、幸いといえますか、たまたま議長からこういったものがありまして、生の情報を1つ提示していただいて、それをやっぱり、相手を云々するではなくて、何度も言っていたように、とにかくさらに精査していく、ブラッシュアップしていくのだという共通の思いがあれば、お互いにここはまだ疑われる可能性があるのではないかといえ、さらにもっと分かりやすく一少し余計な話をしますが、例えばJRの領収書をまとめて、でもやっぱり本当は、思いとしたら、これはもう認めたのでいいのですけれども、やっぱり本当は個人名が書いてある領

収書であるべきだということも本当はまだいろいろな意味であるので、だから、そういうこともお互いに一つ一つ、一回決めたからこうなのだということではなくて、将来的には、将来の後輩となる議員たちがまたある程度使いやすくということも、当然、そこを全部消すつもりはないのですが、今日、いろいろな議論の中で、幸い皆さんが、若い新しい議員も、今はとにかく厳しくいこうという思いに立ち返っていただいたことに、今、改めて心から、同じ目線に立っていただいてこの数年間議論をし、また実行していただいたことに本当に心から敬意を表したいなという思いで、今年度のこのあり方検討会を締めたいと思います。

赤星委員

すみません、ちょっと意見です。

厳しいものにしなければという気持ちは分かりますし、同じですけれども、市民の皆さんから厳しい目が今も向けられているのは、過去の不正が、架空請求とか、そういったものがいまだに一掃されていないと。一番の原因はそこではないでしょうか。

今、厳しいものにしようということは、目的がずれて、自分たちでがんじがらめにして、政務活動費をなかなか使えないようにするよ

うなものであってはならないと私は思います。
市民の皆さんにどんどん議会のことをお知らせするために有効に使わせていただく。

先日、市議会カフェという市民の集まりがありました。そこで、大変いい御意見をたくさん頂きました。

今議会にも、市民との意見交換会を開いてほしいという陳情が出されております。こういった声に正面から向き合って、本当に市民の皆さんが、これはいい、どんどん使って、これは駄目だよという、そういう御意見を取り入れながらやっていくことが必要でないかと最後に言いたいと思います。

座長

御意見として承りました。

それでは、本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会としたいと思います。

大変ありがとうございました。